

沖縄地方労働審議会
沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	◎ 上 ^う 江 ^え 洲 ^ず 純 ^{じゅん} 子 ^こ	沖縄国際大学法学部 教授
	○ 高 ^{たか} 田 ^た 清 ^{きよ} 恵 ^え	琉球大学人文社会学部 教授
	西 ^{にし} 村 ^{むら} オ ^お リ ^り エ ^え	弁護士
家内労働者代表委員	石 ^{いし} 川 ^{かわ} 修 ^{しゅう} 治 ^じ	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	喜 ^き 納 ^な 浩 ^{ひろ} 信 ^{のぶ}	U A ゼンセン沖縄県支部 支部長
	知 ^ち 花 ^{はな} 優 ^{まさる}	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長
委託者代表委員	大 ^{おお} 城 ^{しろ} 直 ^{なお} 也 ^や	沖縄県衣類縫製品工業組合 代表理事
	小 ^こ 浜 ^{はま} 徹 ^{ととおる}	(公社) 沖縄県工業連合会 事務局長
	田 ^た 端 ^{ばた} 一 ^{かず} 雄 ^お	(一社) 沖縄県経営者協会 専務理事
備考	※ 発令年月日 令和7年5月27日 ※ 任期満了日 沖縄県縫製業最低工賃専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は五十音順 ※ ◎：部会長、○：部会長代理	

沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程

第1条 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び沖縄地方審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（構成及び会議の招集）

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実態調査、実地調査並びに参考人意見聴取）

第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の実態調査、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

3 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

（会議における発言）

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（意見及び建議の提出）

第8条 部会長は、会議において、議決を行ったときは、議事録の写しを附して、局長及び沖縄

地方労働審議会会長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和7年6月5日から施行する。